

企業・個人事業主等を対象とする支援制度 ※令和2年10月1日現在

	制度	対象者	内容	問合せ先
給付	持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等	2020年で特に厳しい月の売上が前年同月比50%以上減の場合、年換算した減収額を給付 【上限】 中小企業等 200万円 個人事業者 100万円 申請期限 令和3年1月15日まで	コールセンター 0120-279-292 8:30～19:00(土祝日除く)
	家賃支援給付金	テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等	5月～12月までの売上の対前年比が ・50%以上減少(単月) ・30%以上減少(連続した3か月) 家賃の一定額を6か月分支給 【上限】 中小企業等 最大600万円 個人事業者 最大300万円	コールセンター 0120-653-930 8:30～19:00(土日祝含む)
	福岡県家賃軽減支援金	テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等	上記国の給付金を受給した方が対象 家賃の一定額を6か月分支給 【上限】 中小企業等 最大60万円 個人事業者 最大30万円	コールセンター 092-285-0013 9:00～17:00(土日祝含む)
助成	雇用調整助成金 特例措置	労働者の雇用維持を図る事業者	休業にあたり、労働者に支払った休業手当、賃金の一部を助成 【助成率】中小企業4/5、大企業2/3 ※解雇しない場合：中小企業10/10、大企業3/4 【上限】1人1日あたり15,000円	福岡助成金センター 092-411-4701 北九州雇用調整助成金臨時窓口 093-616-0860 ハローワーク行橋 0930-25-8609
	小学校休業等 対応助成金	小学校等の休校などで保護者の労働者に対し、別途有給休暇を取得させた事業者	4月1日～9月30日までに取得した休暇については、1日あたり15,000円を上限に賃金相当額を支給	コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00(土日祝含む)
	小学校休業等 対応支援金	小学校等の休校などで、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者の方	4月1日～9月30日までの間においては、就業できなかった日について1日あたり7,500円(定額)を支給	コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00(土日祝含む)
	福岡県 中小企業経営革新 実行支援補助金 (コロナ対策)	経営環境の変化に対応するため、新たな取組みにチャレンジする中小企業	経営革新計画の承認を受けており(申請中含む)、3か月間の売上が前年同期比15%以上減少する見込みの事業者の取組みを支援 【補助率】3/4 【上限】50万円	福岡県商工部新事業支援課 092-643-3449
	福岡県 中小企業経営革新 実行支援補助金 (感染防止対策)	感染防止対策をして営業を再開したい中小企業	経営革新計画の承認を受けており(申請中含む)、業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を行う事業者を支援 【補助率】3/4 【上限】50万円	福岡県商工部新事業支援課 092-643-3449
	福岡県飲食店向け 新型コロナウイルス 感染対策助成金	感染防止対策を行う飲食店事業者	業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を行う事業者に対し、マスク、体温測定器、仕切り板等感染対策に要する物品の購入費用を助成(4/1～12/31購入分) 【助成額】 1事業者あたり上限5万円 ※複数店舗を有する事業者は10万円 上記経営革新実行支援補助金(感染防止対策)との併給は不可	コールセンター 0120-110-193 9:00～17:00(土日祝含む)
	母性健康管理措置 休暇取得支援助成金	医師等により休業が必要とされた妊娠中の女性に有給休暇を合計5日以上取得させた事業者	対象者1人あたり 有給休暇5日以上20日未満:25万円 以降20日ごとに15万円加算(上限100万円) ※1事業所あたり20人まで	相談・申請窓口 092-411-4717 8:30～17:15(土日祝除く)

	制度	対象者	内容	問合せ先
融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度	次のいずれかの要件に該当し、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方(1)最近1か月の売上高が前年または前々年の同月と比較して5%以上減少(2)業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少 a過去3か月(最近1か月含む)の平均売上高 b昨年12月の売上高 c昨年10月～12月の平均売上高	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資。※日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後返済した利子について、日本政策金融公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、負担する利子が実質的に無利子化。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
	セーフティネット保証 4号認定	最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる事業者	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度。制度利用には、事業所の所在する市の認定が必要。	豊前市役所 商工観光課 商業活性化係 0979-82-1111(内線1263)
	セーフティネット保証 5号認定	最近3か月の売上高等が前年同月比5%以上減少している事業者	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度。制度利用には、事業所の所在する市の認定が必要。	豊前市役所 商工観光課 商業活性化係 0979-82-1111(内線1263)
	危機関連保証の認定	最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる事業者	通常の一般保証及びセーフティネット保証とは異なる危機関連保証が発動され、別枠の保証が利用可能となる制度。制度利用には、事業所の所在する市の認定が必要。	豊前市役所 商工観光課 商業活性化係 0979-82-1111(内線1263)
	農林漁業セーフティネット資金の融資制度	主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半を占めていること)、認定農業者等	農林漁業セーフティネット資金の貸付金をご利用いただける要件に「新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれがあること」を追加。	豊前市役所 農林水産課 農業振興係 0979-82-1111(内線1146)
	農業近代化資金の融資制度	主業農業者(農業所得が総所得の過半を占めていること)、認定農業者等	貸付の特例が創設 ①貸付当初5年間実質無利子化 ②農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除 ③実質無担保化	豊前市役所 農林水産課 農業振興係 0979-82-1111(内線1146)
	漁業近代化資金の融資制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者	貸付の特例が創設 ①貸付当初5年間実質無利子化 ②債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除 ③実質無担保化	豊前市役所 農林水産課 水産振興係 0979-82-1111(内線1141)

	制度	対象者	内容	問合せ先
融資	社会福祉施設等に対する優遇融資	施設の責に帰することができない事由により減収・事業停止等になった社会福祉施設等	【融資率】100% 【償還期間】15年以内(据置5年以内) 【貸付利率】 (当初5年間)6,000万円までは無利子 6,000万円超の部分は0.200% (6年目以降)0.200% 【限度額】なし 経営に必要な資金	独立行政法人福祉医療機構相談窓口 06-6252-0216 NPO法人向け:NPOリソースセンターNPO支援課 03-3438-4756
	医療関係施設等に対する優遇融資	施設の責に帰することができない事由により減収・事業停止等になった医療関係施設等	【融資率】100% 【償還期間】15年以内(据置5年以内) 【貸付利率】 ・コロナ対応を行う医療機関の場合 「病院1億円、診療所4,000万円、または「当該医療機関の前年同月からの減収の2ヵ月分」の高い方 上記までは無利子、これを超える部分は0.200% 6年目以降0.200% 【限度額】 病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円または「当該医療機関等の前年同月からの減収の12ヵ月分」の高い方	独立行政法人福祉医療機構相談窓口 0120-343-863 携帯電話等でつながらない場合 03-3438-0403
	マル経融資の金利引下げ	最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同月比5%以上減少している小規模事業者	前年比5%以上の売上減少で融資限度額別枠1,000万円、当初3年間金利を0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。	日本政策金融公庫 0120-154-505
補助加算	小規模事業者持続化補助金の加算措置	10%以上の売上減少が生じている小規模事業者	売上減の中、生産性向上に取り組む事業者に対し、補助金採択審査において加算措置を行う。なお、加算措置の受けようとする場合は、セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定書が必要。	豊前商工会議所 0979-83-2333
減免	固定資産税の軽減(令和3年度分)	中小企業・小規模事業者	【対象】事業用家屋及び設備等 2月～10月までの連続する3ヵ月間の売上が前年度同期比で50%以上減少・全額免除 30%以上50%未満・1/2免除	豊前市役所 税務課 固定資産税係 0979-82-1111(内線1198)
相談支援	新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業金融対応窓口	中小企業・小規模事業者	新型コロナウイルス感染症の影響による経営面・資金面等の各種相談に対応	豊前商工会議所 0979-83-2333
	行政書士による無料電話相談窓口	事業のことでお困りの方	開設期間: 当分の間 相談日: 毎週火曜日・木曜日 時間: 13時～16時 相談電話番号: 092-631-6777 ※相談無料(通話料はかかります) ※予約不要	福岡県行政書士会 092-641-2501
	中小企業デジタル化応援隊事業	業務でIT化等を推進したい中小企業	IT化(オンライン会議、AI・RPAの導入、ペーパーレスの推進、通信・セキュリティ環境の整備等)を推進したい中小企業等に対し、IT専門家が支援を行った場合、事務局がその費用の一部を支払う(1時間あたり最大3,500円)。 【上限】1企業あたり累計30万円	中小企業デジタル化応援隊事業事務局 050-2000-7227 9:00～17:00(土日祝除く)

	制度	対象者	内容	問合せ先
相談支援	事業継続のための 専門家派遣	最近1ヵ月の売上高等が前年同月比15%以上減少し、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同月比15%以上減少することが見込まれる事業者	<ul style="list-style-type: none"> 各種補助金や助成金、融資など資金繰り支援策の情報提供 融資申込みにあたっての資金計画、資金繰り表作成の支援 雇用調整助成金の申請書類作成の支援 など 費用無料 (1企業、1案件につき原則3回まで)	公益財団法人福岡県中小企業振興センター 092-622-5432
	福岡県よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者等	経営に関する悩みごとに各専門分野の相談員が対応 <ul style="list-style-type: none"> 売上拡大・販路拡大 経営改善・事業再生 事業承継 税金・補助金・助成金 についてなど 相談は無料、何回でも可	公益財団法人福岡県中小企業振興センター 092-622-7809 ※持続化給付金、家賃支援給付金の申請支援を行う「豊前よろず給付金申請支援窓口」を9月より毎週月曜日に豊前市総合福祉センターに開設(要事前予約)

上記掲載以外の支援制度もありますので、経済産業省HP特設ページ等をご参照ください。